

【資料】

◎ 大津市契約規則	1
◎ 大津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例	11
◎ 大津市建設工事契約審査委員会規程	11
◎ 大津市委託契約に係る入札結果等の公表に関する要綱	13
◎ 大津市入札監視委員会設置要綱	15
◎ 大津市工事検査要綱	16
◎ 大津市工事検査基準	19
◎ 大津市小額工事（委託）の随意契約ガイドライン	21

◎大津市契約規則

昭和 40 年 10 月 11 日

規則第 35 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 一般競争入札(第 3 条～第 14 条)
- 第 3 章 指名競争入札(第 15 条～第 17 条)
- 第 4 章 随意契約(第 18 条～第 19 条)
- 第 5 章 せり売り(第 20 条・第 21 条)
- 第 5 章の 2 長期継続契約(第 21 条の 2・第 21 条の 3)
- 第 6 章 契約の締結(第 22 条～第 28 条)
- 第 7 章 契約の履行(第 29 条～第 32 条)
- 第 8 章 契約の解除および内容の変更(第 33 条～第 35 条)
- 第 9 章 支払い(第 36 条～第 38 条)
- 第 10 章 監督および検査(第 39 条・第 40 条)
- 第 11 章 雑則(第 41 条～第 43 条)

付則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、本市の契約に関する取扱いについて法令その他に特別の定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)をいう。
- (2) 施行令 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)をいう。

第 2 章 一般競争入札

(一般競争入札の公告)

第 3 条 一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日前 10 日までに、次に掲げる事項について、公報、新聞、掲示板その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要するときは、その期間を短縮することができる。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格
- (3) 契約条項を閲覧する場所
- (4) 競争入札の日時及び場所
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札無効の要件
- (7) その他必要な事項

2 一般競争入札により締結しようとする契約が工事の請負に関するものであるときは、前項各号に定める事項のほか、予定価格も公告するものとする。

(平 13 規則 59・一部改正)

(入札参加資格)

第 4 条 一般競争入札に参加する者に必要な資格は、契約の種類及び金額に応じ工事、製造又は販売の実績、従業員の数、資本金の額その他経営の規模及び状況を要件として、その都度定めるものとする。

(平 18 規則 93・一部改正)

(入札保証金)

第 5 条 施行令第 167 条の 7 の規定による入札保証金の額は、その者の入札金額の 5/100 以上とする。ただし、次の各号の 1 に該当する場合は、入札保証金の全部または一部を免除することができる。

- (1) 競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 競争入札に参加しようとする者が、過去 2 年間に国(公社、公団を含む。)または地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金の納付)

第 6 条 前条の入札保証金は、現金により納付しなければならない。ただし、施行令第 167 条の 7 第 2 項の規定により担保を提供してこれに代えるときは、当該担保は、次の各号に掲げるものとし、当該証券等の価格は、その額面金額とする。

- (1) 国債、地方債その他国または地方公共団体の保証のある債券
- (2) 銀行の支払保証小切手
- (3) その他市長が確実と認める有価証券

(入札保証金の還付または帰属)

第 7 条 入札保証金は、落札者決定の後還付する。ただし、落札者の入札保証金は、契約締結後還付する。

- 2 入札保証金には利子をつけない。
- 3 落札者が契約を締結しないときは、その者にかかる入札保証金は市に帰属する。

(予定価格)

第 8 条 市長は、あらかじめ競争入札に付そうとする事項の価格(財産の交換にかかる契約にあっては、それぞれの財産の差額とする。)を当該事項の仕様書、設計書等によって予定し、その価格を記載した書面を封書にして開札の場所におこななければならない。

2 前項の場合において、施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定により最低制限価格を定めるときは、予定価格に当該最低制限価格を併記しなければならない。

(入札の方法)

第 9 条 入札に参加しようとする者は、入札書、入札保証金その他指定の書類を所定の日時および場所に提出しなければならない。この場合において、他人に代理させるときは、委任状を提出しなければならない。

2 送達の方法により入札に参加しようとする者は、封書の表に「入札書」と朱書し、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして市長が定めるものに

よって提出しなければならない。この場合において、所定の日時までには到着したものでなければ受理することができない。

(平 15 規則 41・一部改正)

第 10 条 削除

(平 17 規則 98)

(開札)

第 11 条 開札は、入札終了後ただちに入札者の面前で行なわなければならない。

2 入札者がその席にいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立会わせなければならない。

3 入札者が開札に立会わないときは、その結果について、異議を申立てることができない。

(落札)

第 12 条 落札者が決定したときは、ただちに口頭または文書をもってその旨を落札者に通知しなければならない。

(入札の無効)

第 13 条 次の各号の 1 に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札金額を訂正した入札
- (3) 入札に際し不正の行為があったとき。
- (4) 入札の金額、氏名、印影または必要な文字が不明なとき。
- (5) その他入札に関する条件に違反したとき。

(入札の延期、中止または取消)

第 14 条 入札の執行は、市の都合で延期または中止もしくは取消しすることができる。この場合において、入札者が損失を受けても市は補償の責を負わない。

第 3 章 指名競争入札

(指名願)

第 15 条 指名競争入札に参加しようとする者は、当該市町村税の完納証明書及びその他の必要書類を添付した入札参加申請書を提出してあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項の入札参加申請書は、契約の種類が次のいずれかに該当するときは、当該各号に定める様式によらなければならない。

- (1) 物品の購入等の契約 様式第 1 号
- (2) 第 4 号に該当しない業務に係る委託契約 様式第 1 号の 2
- (3) 工事の請負契約
 - ア 本社の所在地が市内である者 様式第 2 号
 - イ 本社の所在地が市外である者 様式第 2 号の 2
- (4) 工事の施行に伴う測量、設計等の委託契約
 - ア 本社の所在地が市内である者 様式第 2 号の 3
 - イ 本社の所在地が市外である者 様式第 2 号の 4

(平 10 規則 5・平 12 規則 111・一部改正)

(入札者の指名)

第 16 条 指名競争入札に付そうとするときは、その資格を有する者のうちから競争に参加する者を 3 名以上指名しなければならない。

(予定価格の公表)

第16条の2 指名競争入札により締結しようとする契約が工事の請負に関するものであるときは、前条の規定による指名を行った後、直ちに予定価格を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、大津市役所総務部契約検査課において一般の縦覧に供する方法により行う。

(平13規則59・追加、平14規則28・平17規則35・一部改正)

(指名競争入札の不成立)

第16条の3 指名競争入札において、入札者が1名であるときは、当該指名競争入札は成立しない。

(平17規則98・追加)

(一般競争入札に関する規定の準用)

第17条 第4条から第9条まで及び第11条から第14条までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。

(平17規則98・一部改正)

第4章 随意契約

(随意契約による場合の限度額)

第18条 施行令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもののほか 50万円

(随意契約による場合の手続)

第18条の2 施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法又は選定基準、申請方法等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

(平19規則86・追加)

(見積書の徴収)

第18条の3 随意契約を締結しようとするときは、なるべく2人以上の者に見積書を提出させなければならない。

2 前項の場合において、既に提出した見積書は、書換若しくは引換又は撤回させることができない。

(平19規則86・旧第18条の2繰下・一部改正)

(予定価格)

第19条 随意契約を締結しようとするときは、あらかじめ予定価格を定めなければならない。ただし、契約の性質上その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第5章 せり売り

(せり売り)

第20条 せり売りに付することができる場合は、流失品、遺失品、動物等の動産の売払いで、当該契約の性質がせり売りに適しているものに限る。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第21条 第3条から第7条までの規定は、せり売りの場合にこれを準用する。

第5章の2 長期継続契約

(平18規則29・追加)

(長期継続契約を締結することができる契約)

第21条の2 大津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年条例第5号)第2条に規定する規則で定める契約は、第1号から第8号までに掲げる物品を借り入れる契約及び第9号から第18号までに掲げる役務の提供を受ける契約とする。

- (1) 電子計算機(ソフトウェアを含む。)その他情報処理に係る機器
- (2) 複写機その他事務機器
- (3) 自動車
- (4) 医療機器その他医療の提供に必要な物品
- (5) 理化学機器、測定機器及び試験機器
- (6) 運動器具
- (7) 施設に付随する物品
- (8) 仮設建物
- (9) 前各号に掲げる物品の運用又は保守管理に関する業務
- (10) 施設の清掃又は警備に関する業務
- (11) 施設又は設備機器の運転又は保守管理に関する業務
- (12) 受付案内業務(電話対応を含む。)
- (13) 自動車運行業務
- (14) 給食業務
- (15) 健康運動教室及び健康トレーニングの実施に関する業務
- (16) 大型ごみの収集、運搬及び処分手数料の徴収に関する業務
- (17) 特定保健指導の実施に関する業務
- (18) 市役所と支所等との間における文書の配送及び市役所に到達した文書の仕分けに関する業務

(平18規則29・追加、平19規則6・平19規則108・平21規則138・平21規則167・一部改正)

(契約の期間)

第21条の3 前条に規定する物品を借り入れる契約に係る賃貸借期間は5年を、役務の提供を受ける契約(次項に規定する契約を除く。)に係る履行期間は3年を超えることができない。

2 次に掲げる役務の提供を受ける契約に係る履行期間は、5年を超えることができない。

- (1) 前条第9号に規定する業務
- (2) 前条第10号に規定する業務のうち機械警備に関する業務

(平18規則29・追加)

第6章 契約の締結

(契約の締結)

第 22 条 競争入札又は随意契約において、契約の相手方が決定したときは、契約書を作成しなければならない。

2 前項の契約書は、契約の種類が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める様式によらなければならない。ただし、当該様式によることができないときは、この限りでない。

- (1) 土地の処分 様式第 3 号
- (2) 土地の取得 様式第 4 号
- (3) 土地の無償貸付け 様式第 5 号
- (4) 土地の無償借受け 様式第 6 号
- (5) 土地の有償貸付け 様式第 7 号
- (6) 土地若しくは建物又は動産の有償借受け 様式第 8 号
- (7) 公共事業の施行に伴い取得又は使用する土地上に存する建物等物件の移転に関する補償 様式第 9 号
- (8) 物品の売払い 様式第 10 号
- (9) 物品の購入 様式第 11 号
- (10) 成果物の作成を目的とする業務に係る委託 様式第 12 号
- (11) 前号に該当しない業務に係る委託 様式第 13 号
- (12) 工事の請負 様式第 14 号

3 前 2 項の場合において、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 21 号)の規定に基づき議会の議決を必要とする契約については、当該契約書に議会の議決を得たときに本契約が成立する旨の文言を付記しなければならない。

4 前項に規定する契約の締結について議会の議決を得たときは、直ちにその旨を契約の相手方に通知しなければならない。

5 工事の請負契約の締結は、契約の相手方を決定した日から 7 日以内にななければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その期限を 30 日の範囲内で延長することができる。

6 工事の請負契約を締結しようとするときは、当該契約の締結の日から 5 日以内の日を工期の始期とするものとする。ただし、天災その他 5 日以内の日を工期の始期とすることができない特別の理由のあるときは、この限りでない。

(平 10 規則 5・一部改正)

(変更契約の締結)

第 22 条の 2 前条の規定により締結した契約の内容の一部を変更するときは、変更契約書(様式第 15 号)を作成して、変更契約を締結しなければならない。

2 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の場合に準用する。

(平 10 規則 5・一部改正)

(契約書の省略)

第 23 条 次の各号に掲げる場合は、第 22 条の規定にかかわらず契約書の作成を省略することができる。

- (1) 動産の借受け若しくは物品の購入等の契約を締結する場合において契約金額が 100 万円以下のとき、業務の委託の契約を締結する場合において契約金額が 50 万円以下のと

- き、又は工事の請負契約を締結する場合において契約金額が 130 万円以下のとき。
- (2) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引取るとき。
 - (3) せり売りに付するとき。
- 2 前項第 1 号の場合は、次に定める行為によって契約が確定されたものとみなす。
- (1) 動産の借受け 動産借用書(様式第 16 号)の送付
 - (2) 物品の購入等 発注書(様式第 17 号。ただし、単価契約を締結している物品の場合にあつては様式第 17 号の 2)の送付
 - (3) 工事の施行に伴う測量、設計等の業務の委託(工事の請負契約の締結を所管する課において契約を締結するものに限る。) 請書(様式第 18 号)の受理
 - (4) 業務の委託(前号に該当するものを除く。) 業務委託書(成果物の作成を目的とする場合にあつては様式第 19 号、その他の場合にあつては様式第 20 号)の送付及び業務受託書(成果物の作成を目的とする場合にあつては様式第 21 号、その他の場合にあつては様式第 22 号)の受理
 - (5) 工事の請負 請書(様式第 18 号)の受理
- 3 第 1 項に定めるもののほか、競輪の開催に当たり、自転車競技法(昭和 23 年法律第 209 号)第 4 条の規定により設置する臨時場外車券売場の運営に係る契約を天津市財務規則(平成 9 年規則第 73 号)第 75 条第 4 号の規定により資金前渡を受けた職員が随意契約の方法により締結するときは、契約書の作成を省略することができる。

(平 10 規則 5・平 12 規則 44・平 12 規則 106・一部改正)

(契約保証金)

第 24 条 施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の額は、契約金額の 10/100 以上の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体と契約を締結したとき。
 - (2) 第 23 条の規定により契約書を省略したとき。
 - (3) 過去 2 年間に国(公社、公団を含む。)または地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
 - (5) 造成しようとする土地の売買契約において、買受人がその造成を請け負う者であるとき。
 - (6) 工事の請負契約において、請負人が保険会社との間に市長を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。
 - (7) 工事の請負契約において、請負人から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (8) 工事の請負契約において、契約金額が 200 万円未満であるとき。
 - (9) その他指名競争入札による契約又は随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 締結した工事請負契約の一部を変更する場合において、請負代金を増額するときは、請負人が当該工事の履行をしないこととなるおそれがないと認められるときに限り、当該増額する額に対する契約保証金を免除することができる。ただし、変更後の請負代金額が変更前の請負代金額の 3 割以上増額する場合は、この限りでない。

(平 10 規則 5・一部改正)

(契約保証金の納付)

第 24 条の 2 前条の契約保証金の納付については、第 6 条の規定を準用する。この場合において、同条中「施行令第 167 条の 7 第 2 項」とあるのは、「施行令第 167 条の 16 第 2 項において準用する施行令第 167 条の 7 第 2 項」と読み替えるものとする。

2 工事請負契約を締結する場合において、施行令第 167 条の 16 第 2 項において準用する施行令第 167 条の 7 第 2 項の規定により、担保の提供をもって契約保証金の納付に代えるときは、当該担保は、前項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証

(2) 市長が確実に認める金融機関の保証

(平 10 規則 5・追加)

(契約保証金の還付)

第 25 条 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行したときに還付する。

2 利子については、第 7 条第 2 項の規定を準用する。

(保証人)

第 26 条 市長は、特に必要があると認めるときは、契約の履行の保証を確保するために契約の相手方に保証人を立てさせることができる。

2 契約保証人は、契約者と連帯して契約履行の責を負う。

(工程表等の提出)

第 27 条 工事請負人は、市長が特にその必要がないと認める場合を除き、契約締結後 5 日以内に工程表を市長に提出しなければならない。

2 工事請負人は、市長が特に必要があると認めるときは、工事費内訳明細書を提出しなければならない。

(平 10 規則 5・一部改正)

(火災保険)

第 28 条 市長は、特に必要があると認めるときは、工事請負人に対し、工事目的物及び工事材料(支給材料及び貸与品を含む。)を、火災保険、建設工事保険その他の保険に付させ、遅滞なく当該保険に係る証券を掲示させるものとする。

2 前項の保険加入の時期、期間及び金額等については、市長と工事請負人とが協議して定めるものとする。

(平 10 規則 5・一部改正)

第 7 章 契約の履行

(延滞金)

第 29 条 契約の相手方が期限までに契約を履行しなかったときは、遅延日数に応じ、契約金額(工事請負については工事請負金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額)につき年 3.3 パーセントの割合で計算した額を延滞金として徴収する。ただし、特別の事情があるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(平 15 規則 41・平 18 規則 77・平 20 規則 10・平 21 規則 81・平 22 規則 14・一部改正)

(違約金)

第 30 条 契約保証金の全部または一部を免除した場合において、第 33 条の規定により契約

を解除したときは、市の被った損害額に相当する金額(保証金の一部を納付したときは、それを控除した額)を違約金として徴収する。ただし、特別の事情があるときは、契約で別段の定めをすることができる。

(かし担保責任期間)

第 31 条 物品の購入契約の相手方は、納付の目的物の隠れたか. し. についてその引渡し後 1 年間担保責任を負うものとする。ただし、契約においてその期間を伸縮することができる。

2 工事請負人の担保責任については、契約により民法(明治 29 年法律第 89 号)第 638 条第 1 項に定める期間を 1 年まで短縮することができる。

(履行期限の延長)

第 32 条 契約の相手方が、天災地変その他やむを得ない事由により期限までに債務を履行することができないため履行期限の延長を願い出た場合は、事実を調査して相当の期間延長を認めることができる。

第 8 章 契約の解除および内容の変更

(契約の解除)

第 33 条 次の各号の 1 に該当する場合は、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく契約期間内に契約を履行しないときまたは履行の見込がないと明らかに認められるとき。

(2) 契約の履行について、不正な行為があったとき。

(3) 正当な理由がなく係員の指示監督に従わないとき。

(4) 契約条項に違反したとき。

(内容の変更等)

第 34 条 市長が必要と認めるときは、契約を解除もしくは契約内容を変更することができる。

2 前項の規定により、相手方が損失を被ったときは、相手方と協議の上補償することができる。

(契約解除の申入れ)

第 35 条 前条第 1 項の規定により契約の内容を変更したため、契約金額が 3 分の 2 以上減少したときは、契約の相手方は、契約の解除を申し出ることができる。

第 9 章 支払い

(代金の支払)

第 36 条 代金は、適法な支払請求書を受理した日から、工事請負代金については 40 日、物品の購入代金等については 30 日以内に支払うものとする。

(遅延利息の支払)

第 37 条 前条の期日までに代金を支払わないときは、その期日の翌日から支払日までの日数に応じ当該未払金に対して年 3.3 パーセントの割合をもって計算した遅延利息を支払うものとする。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏じゆん年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(平 15 規則 41・平 18 規則 77・平 20 規則 10・平 21 規則 81・平 22 規則 14・一部改正)

(前金払の請求)

第 37 条の 2 工事請負人は、大津市財務規則(平成 9 年規則第 73 号)第 86 条の規定による公

共工事に係る前金払を受けようとするときは、前金払請求書(様式第 23 号)に保証事業会社の保証書を添付して市長に提出しなければならない。

(平 10 規則 5・一部改正)

(部分払の制限)

第 38 条 部分払いの支払金額は、工事、製造その他の請負については、その既済部分に対する代価の(9/10)を、物品の購入等については、その既納部分に対する代価を越えることはできない。ただし、性質上可分の工事、製造その他の請負における完済部分に対しては、その代価の全額まで支払うことができる。

2 前金払をした工事について請負代金の部分払いをするときは、前項の規定による部分払の額から当該前払金額に出来高率を乗じて得た金額を控除した額を支払うものとする。

第 10 章 監督および検査

(監督)

第 39 条 市長は、工事、製造その他の請負契約を締結した場合において、その適正な履行を図るため必要と認めるときは、職員以外の者に委任しまたは職員をして監督させなければならない。

(検査)

第 40 条 市長は、工事若しくは製造その他の請負契約又は物品の購入契約その他についての給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要のある場合において行う既済部分又は既納部分の確認を含む。)をするため、職員以外の者に委任し又は職員をして検査させなければならない。

第 11 章 雑則

(完成前の使用)

第 41 条 市において必要があるときは、工事完成前にその既済部分に他の設備工事を施すまたはこれを使用することができる。

(権利義務の譲渡等)

第 42 条 契約の相手方は、契約によって生じた権利または義務を第三者に譲渡し、もしくは委任し、または担保に供することができない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、契約の相手方が死亡した場合において、契約の履行に相当と認める資格を有する承継者があるときは、その者に契約を承継させることができる。

(処分の意思表示)

第 43 条 第 29 条、第 30 条、第 33 条および第 34 条の規定による処分は、文書によってしなければならない。

付 則

(省 略)